

新さっぽろ障がい者プランの策定方針について

1 現行プランの概要

【構成】

◎障がい者保健福祉計画【障害者基本法】

（計画期間：H24～H29年度）

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的施策を定めるもの。

◎障がい福祉計画（第4期）【障害者総合支援法】

（計画期間：H27～H29年度）

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとに必要な量の見込みなどについて定めるもの。

【障がい者保健福祉計画の部】

◎基本理念

障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し
支え合う共生社会の実現

◎計画目標

- （1）地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- （2）施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- （3）地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- （4）市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

◎分野 ⇒ 4つの計画目標を11の分野に分けて施策展開

- ①理解促進 ②生活支援 ③保健・医療
- ④生活環境 ⑤教育・発達支援 ⑥雇用・就労
- ⑦情報・コミュニケーション ⑧スポーツ・文化
- ⑨安全・安心 ⑩差別の解消・権利擁護
- ⑪行政サービスにおける合理的配慮

【障がい福祉計画の部】

障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス・地域生活支援事業等の成果目標、サービス見込量など

2 新プランのポイント

(1) 障がい者保健福祉計画の策定

現行のさっぽろ障がい者プラン策定後の動向等を踏まえるとともに、国における第4次障害者基本計画の策定（平成30年4月予定）の内容も見据えつつ、新たな障がい者保健福祉計画を策定。

【現行プラン策定後の主な動向等】

- 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月）
- 障害者総合支援法、児童福祉法の改正（平成28年6月公布、平成30年4月施行）
- その他、現行プラン策定後の新たな課題や取組 など

(2) 第5期障がい福祉計画の策定

平成29年3月で第4期障がい福祉計画の計画期間が終了することに伴い、第5期障がい福祉計画の策定。

（計画期間：平成30年4月～平成33年3月）

3 検討体制・スケジュール(案)等(別紙のとおり)